

資料①

令和元年度の取組について(報告)

令和元年度の取組について(報告)

1. 年間の取組結果

H31.4.1

和歌山県における空家等相談体制の整備充実に関する協定(更新)
7団体→9団体へ

R1.8.26

実務者連絡会議の開催

R1.10.11

専門部会:課題検討部会の開催

R1.11.24

空き活フェアにて相談会の実施

R2.1.17

専門部会:課題検討部会(第2回)の開催

R2.1.30

総合相談員研修会の開催

年間6回×7会場(偶数月第2火曜日)

空き家なんでも相談会の開催



専門部会(第2回)

2. 空き家なんでも相談会の実績

H30空き家なんでも相談会件数

	10月9日	12月11日	2月12日	地域合計
和歌山会場	14	16	5	35
伊都会場	2	0	3	5
那賀会場	8	3	2	13
有田会場	8	9	9	26
日高会場	2	6	2	10
西牟婁会場	9	10	8	27
東牟婁会場	9	7	9	25
回合計	52	51	38	141



和歌山会場

R1 空き家なんでも相談会件数

	4月9日	6月11日	8月13日	10月8日	12月10日	地域合計	全合計
和歌山会場	9	8	9	11	7	44	79
伊都会場	2	0	6	1	1	10	15
那賀会場	1	1	4	3	2	11	24
有田会場	0	1	4	0	1	6	32
日高会場	0	1	7	2	0	10	20
西牟婁会場	2	5	3	6	3	19	46
東牟婁会場	1	2	4	5	2	14	39
回合計	15	18	37	28	16	0	114

令和元年度の取組について(報告)

3. R2.1.30 総合相談員研修会の開催(in紀美野町)

○参加者9名(建築士・司法書士)

お互いの空き家対策に関連する業務内容を紹介・実施する形で研修

○空き家現地調査(約90分)

- ・現地調査
- ・担当は建築士
- ①インスペクション調査
- ②図面作成
- ③耐震改修調査



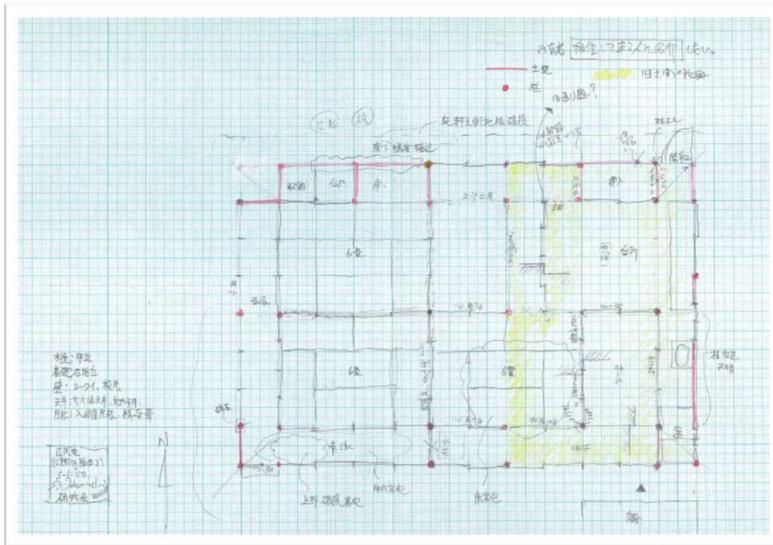
○相続手続き勉強会(約60分)

- ・司法書士和田様より「相続の流れ、手続き」について研修
- ・質疑等

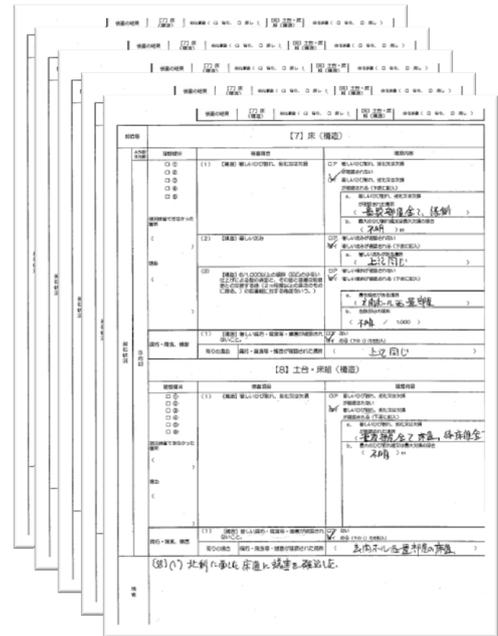


○空き家現地調査

平面図書き起こし



調査結果シート



建築士会連合会HP 既存住宅インスペクションにかかる資料を利用

<http://www.kenchikushikai.or.jp/torikumi/news/2012-06-19.html>

- ・国土交通省現況検査チェックシート(木造(鉄筋造も含む)・戸建住宅)DL
- ・住まいのメンテナンス参考スケジュール用紙DL

○相続手続き勉強会

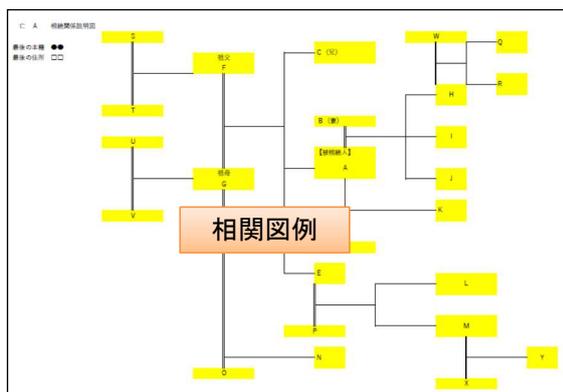
講師：和歌山県司法書士会 和田佳入

相続手続きについて

＜相談の中で、気をつけていただきたいところ。＞

「相談者から亡父・子・兄弟名義の不動産があり、売却をしたいと。どうすればいいのか。」

1. 法定相続分について
2. 相続についての戸籍謄本類を収集したい。
3. 相続登記をしたい。
4. 関係人から印鑑をもらえない場合
5. その他近隣関係等（登記名義人が亡くなっている場合。）



だれが相続人になれるの？

遺産を受け継ぐことができる人として、まず法定相続人があげられます。法定相続人とは法律で定められた相続の権利を有する人で、配偶者と血縁の人たち(亡くなった方の子・直系尊属・兄弟姉妹)に大きく分けられます。

順位	相続人	配偶者	直系尊属	兄弟姉妹
第1順位	子	配偶者	父母、祖父母、曾祖父母など	兄弟、姉妹
第2順位	直系尊属	配偶者	父母、祖父母、曾祖父母など	兄弟、姉妹
第3順位	兄弟姉妹	配偶者	父母、祖父母、曾祖父母など	兄弟、姉妹

東京司法書士会

資料②

特定空家等の判断基準改定案について

議題1 特定空家等の判断基準改定案について

前回第8回協議会に提出した改定案への意見

(市町村意見)

- ・単純に特定空家等の範囲が広がるだけでは、市町村の取り組むべき優先順位が不明瞭となる。
- ・避難路沿等は、加点するというように独自基準をつくっている。
- ・特定空家等の判断をより柔軟性を持たせられるように改定したほうが良いのでは。

(委員意見)

- ・空き家対策を要望する住民側と、自治体が持っているリソースを適切に必要な所から配分していくバランスが必要
- ・何事にも例外はあるので、現行基準を基準としたのであっても、例えばこういう場合は例外的に見ることができる等の対応が必要ではないか

(オブザーバー意見)

- ・特定空家等と認定される所有者にはリスクがあるので客観性が大事ではないか
- ・基準は参考としているので市町村がどういった方針で取り組むのかが重要ではないか

今回改定案のポイント(改定案3)

- ・市町村の独自基準を妨げないことの説明を修正
- ・現行基準の手続きは変更しない
- ・個別項目について危険性に応じた判定を行うことができるよう修正

【改訂案の内容】

① 取り扱い

現行: 各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。

変更: **各市町村が定める要件を妨げるものではありません。**

(理由) 判定基準は最低基準としているものではないため、単に市町村の要件を認める表現に修正

② 判定表「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」

現行: 判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。

変更: **地域住民の生命等に危害を与えるおそれのある状態が確認できる場合はそれぞれCランクを選択できるものとする**

(理由) 現行表現では実務上の判断が難しいこと、また選択の目的を明確化するため、危険性に依拠してCランクへの個別判断を可能とした。

空家法第1条 (目的の概要)

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、**地域住民の生命・身体・財産の保護**、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要

特定空家等の判定票

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。
 このため、各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。
 各市町村が定める要件を妨げるものではありません。

空家番号	整理番号(相談)
所在地	改定案3
判定年月日	
構造	

1 特定空家等の判定

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

項目	箇所	判定内容	基礎点	Aランク (×0)	Bランク (×0.5)	Cランク (×1.0)	評点 (基礎点× 0,0.5,1.0)	
建築物	建築物の著しい傾斜	(1) 建築物の崩壊・落階等の有無	100	なし <input type="checkbox"/>	部分的崩落等 <input type="checkbox"/>	過半の崩落等 <input type="checkbox"/>		
		(2) 建築物の不同沈下(屋根・基礎等)	100	なし <input type="checkbox"/>		床全体の沈下 <input type="checkbox"/>		
		(3) 柱の傾斜	100	1/60以下 <input type="checkbox"/>	1/60~1/20 <input type="checkbox"/>	1/20超 <input type="checkbox"/>		
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎、土台、柱、はり	(4) 基礎の破損・変形の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(5) 土台の腐朽又は破損の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(6) 基礎と土台のずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(7) 柱・はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(8) 柱とはりのずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根葺き材、ひさし又は軒 外壁等 看板、給湯設備、屋上水槽等 屋外階段又はバルコニー 門又は塀	(9) 屋根の腐朽・破損・欠落等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(10) 外壁仕上材の剥落・腐朽・破損等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(11) 開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無	20	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(12) 看板・給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(13) 屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(14) 門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
擁壁	擁壁	(15) 擁壁表面への水のしみ出し・流出の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	湿り <input type="checkbox"/>	流出 <input type="checkbox"/>		
		(16) 水抜き穴の詰まり・設置の有無	10	設置有 <input type="checkbox"/>	詰まり <input type="checkbox"/>	設置無 <input type="checkbox"/>		
		(17) ひび割れ等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	使用限界 <input type="checkbox"/>	損傷限界 <input type="checkbox"/>		
合計(基礎点合計=510点)								

判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。
 ・地域住民の生命等に危害を与えるおそれのある状態が確認できる場合はそれぞれCランクを選択できるものとする。

不良度の判定結果	評定合計値	100点以上	不良度の判定
		100点未満	不良度(高) <input type="checkbox"/> 不良度(低) <input type="checkbox"/>

敷地境界からの離れ	(1) 隣地境界と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	2階建以内	離れ(大)	離れ(中)	離れ(小)
			3階建以上	L>概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね3m≦L≦概ね5m <input type="checkbox"/>
(2) 公衆用道路と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	2階建以内	L>概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m≦L≦概ね5m <input type="checkbox"/>	L<概ね3m <input type="checkbox"/>	
	3階建以上	L>概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m≦L≦概ね10m <input type="checkbox"/>	L<概ね6m <input type="checkbox"/>	

*適宜、塀などとの関係性も確認する

影響度の判定結果	隣地側離れ(大)	道路側離れ(大)	道路側離れ(中)	道路側離れ(小)
	隣地側離れ(中)	影響度(低) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>
	隣地側離れ(小)	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>

・個別要因により、同等と判断できる場合には、影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択できるものとする。
 ・切迫性が高い場合には、影響度の判定結果欄で影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択できるものとする。

特定空家等の判定結果	判定区分	不良度(高)	影響度(高)(中)		特定空家等の判定	
			影響度(低)		該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
		不良度(低)	影響度(高)(中)	判定にCランクがあるもの※	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
			影響度(低)	その他	非該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>

※ 擁壁(15)~(17)についてのみCランクがある場合は、劣化の状況など総合的な評価により判定してください。

特定空家等の判定票

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。
このため、各市町村が要件を付加することを妨げるものではありません。

空家番号	整理番号(相談)
所在地	現行基準
判定年月日	
構造	

1 特定空家等の判定

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

項目	箇所	判定内容	基礎点	Aランク (×0)	Bランク (×0.5)	Cランク (×1.0)	評点 (基礎点× 0,0.5,1.0)	
建築物	建築物の著しい傾斜	(1) 建築物の崩壊・落階等の有無	100	なし <input type="checkbox"/>	部分的崩落等 <input type="checkbox"/>	過半の崩落等 <input type="checkbox"/>		
		(2) 建築物の不同沈下(屋根・基礎等)	100	なし <input type="checkbox"/>		床全体の沈下 <input type="checkbox"/>		
		(3) 柱の傾斜	100	1/60以下 <input type="checkbox"/>	1/60~1/20 <input type="checkbox"/>	1/20超 <input type="checkbox"/>		
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎、土台、柱、はり	(4) 基礎の破損・変形の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(5) 土台の腐朽又は破損の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(6) 基礎と土台のずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(7) 柱・はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(8) 柱とはりのずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根露き材、ひさし又は軒 外壁等 看板、給湯設備、屋上水槽等 屋外階段又はバルコニー 門又は塀	(9) 屋根の腐朽・破損・欠落等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(10) 外壁仕上材の剥落・腐朽・破損等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(11) 開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無	20	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(12) 看板・給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(13) 屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(14) 門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
擁壁	擁壁	(15) 擁壁表面への水のみ出し・流出の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	湿り <input type="checkbox"/>	流出 <input type="checkbox"/>		
		(16) 水抜き穴の詰まり・設置の有無	10	設置有 <input type="checkbox"/>	詰まり <input type="checkbox"/>	設置無 <input type="checkbox"/>		
		(17) ひび割れ等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	使用限界 <input type="checkbox"/>	損傷限界 <input type="checkbox"/>		
合計(基礎点合計=510点)								

判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。

不良度の判定結果	評定合計値	100点以上	不良度の判定
		100点未満	不良度(高) <input type="checkbox"/> 不良度(低) <input type="checkbox"/>

敷地境界からの離れ	(1) 隣地境界と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	2階建以内		3階建以上	
		離れ(大)	離れ(中)	離れ(大)	離れ(中)
	(2) 公衆用道路と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	L > 概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m ≤ L ≤ 概ね5m <input type="checkbox"/>	L > 概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m ≤ L ≤ 概ね10m <input type="checkbox"/>
		L < 概ね3m <input type="checkbox"/>	L < 概ね6m <input type="checkbox"/>	L > 概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m ≤ L ≤ 概ね5m <input type="checkbox"/>
		L > 概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m ≤ L ≤ 概ね10m <input type="checkbox"/>	L < 概ね3m <input type="checkbox"/>	L < 概ね6m <input type="checkbox"/>

*適宜、塀などとの関係性も確認する

影響度の判定結果	道路側離れ		
	隣地側離れ(大)	隣地側離れ(中)	隣地側離れ(小)
	道路側離れ(大)	道路側離れ(中)	道路側離れ(小)
	影響度(低) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>
	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>
	影響度(高) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>

・個別要因により、同等と判断できる場合には、影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択できるものとする。
・切迫性が高い場合には、影響度の判定結果欄で影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択できるものとする。

特定空家等の判定結果	判定区分	不良度(高)	影響度(高)(中)	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
			影響度(低)	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
		不良度(低)	影響度(高)(中)	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
			影響度(低)	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>

※ 擁壁(15)~(17)についてのみCランクがある場合は、劣化の状況など総合的な評価により判定してください。

特定空家等の判定票

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。

課題:不良度が軽微かつ影響度が大きい場合は特定空家等に判定できない(特に屋根、壁材)

空家番号		整理番号(相談)	
所在	改定案1		
判定年月日			
構			階建

1 特定空家等の判定

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

項目	箇所	判定内容	基礎点	Aランク (×0)	Bランク (×0.5)	Cランク (×1.0)	評点 (基礎点× 0,0.5,1.0)		
建築物	建築物の著しい傾斜	(1) 建築物の崩壊・落階等の有無	100	なし <input type="checkbox"/>	部分的崩落等 <input type="checkbox"/>	過半の崩落等 <input type="checkbox"/>			
		(2) 建築物の不同沈下(屋根・基礎等)	100	なし <input type="checkbox"/>		床全体の沈下 <input type="checkbox"/>			
		(3) 柱の傾斜	100	1/60以下 <input type="checkbox"/>	1/60~1/20 <input type="checkbox"/>	1/20超 <input type="checkbox"/>			
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎、土台、柱、はり	(4) 基礎の破損・変形の有無	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
			(5) 土台の腐朽又は破損の有無	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
			(6) 基礎と土台のずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
			(7) 柱・はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
			(8) 柱とはりのずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根葺き材、ひし又は軒	(9) 屋根の腐朽・破損・欠落等の有無	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
			外壁等	(10) 外壁仕上材の剥落・腐朽・破損等の有無	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
		(11) 開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無		20	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>		
		看板、給湯設備、屋上水槽等	(12) 看板・給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>		
			屋外階段又はバルコニー	(13) 屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
				門又は塀	(14) 門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>
擁壁	擁壁	(15) 擁壁表面への水のみ出し・流出の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	湿り <input type="checkbox"/>	流出 <input type="checkbox"/>			
		(16) 水抜き穴の詰まり・設置の有無	10	設置有 <input type="checkbox"/>	詰まり <input type="checkbox"/>	設置無 <input type="checkbox"/>			
		(17) ひび割れ等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	使用限界 <input type="checkbox"/>	損傷限界 <input type="checkbox"/>			
合計(基礎点合計=510点)									

判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。

不良度の判定結果	評定合計値	100点以上	不良度の判定
		100点未満	不良度(高) <input type="checkbox"/>
			不良度(低) <input type="checkbox"/>

敷地境界からの離れ	(1) 隣地境界と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	2階建以内		3階建以上	
		離れ(大)	離れ(中)	離れ(大)	離れ(中)
	(2) 公衆用道路と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	L>概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m≦L≦概ね5m <input type="checkbox"/>	L>概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m≦L≦概ね10m <input type="checkbox"/>
		L<概ね3m <input type="checkbox"/>	L<概ね6m <input type="checkbox"/>	L>概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m≦L≦概ね5m <input type="checkbox"/>
		L>概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m≦L≦概ね10m <input type="checkbox"/>	L<概ね3m <input type="checkbox"/>	L<概ね6m <input type="checkbox"/>

*適宜、塀などとの関係性も確認する

影響度の判定結果	隣地側離れ(大)		隣地側離れ(中)		隣地側離れ(小)	
	道路側離れ(大)	道路側離れ(中)	道路側離れ(大)	道路側離れ(中)	道路側離れ(小)	道路側離れ(小)
	影響度(低) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>	影響度(低) <input type="checkbox"/>	影響度(中) <input type="checkbox"/>	影響度(高) <input type="checkbox"/>

・個別要因により、同等と判断できる場合には、影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択(案)

・切迫性が高い場合には、影響度の判定結果欄で影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択(案)

影響度が高い場合は、人に危害を与える恐れがあり、損傷B~Cで該当

特定空家等の判定結果	判定区分	不良度(高)	影響度(高)	判定にB・Cランクがあるもの※	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
			影響度(中)	判定にCランクがあるもの※	該当 <input type="checkbox"/>	非該当 <input type="checkbox"/>
		不良度(低)	影響度(中)(高)	その他		非該当 <input type="checkbox"/>
			影響度(低)			非該当 <input type="checkbox"/>

※ 擁壁(15)~(17)についてのみCランクがある場合は、劣化の状況など総合的な評価により判定してください。

特定空家等の判定票

※本判定基準(案)は、特定空家等の判断基準を策定する際の参考として示すものです。

課題:不良度が軽微かつ影響度が大きい場合は特定空家等に判定できない(特に屋根、壁材)

空家番号	整理番号(相談)
所在	
判定年月	
構造	階建

改定案2

1 特定空家等の判定

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

項目	箇所	判定内容	基礎点	Aランク(×0)	Bランク(×0.5)	Cランク(×1.0)	評点(基礎点*0,0.5,1.0)	
建築物	建築物の著しい傾斜	(1) 建築物の崩壊・落階等の有無	100	なし <input type="checkbox"/>	部分的崩落等 <input type="checkbox"/>	過半の崩落等 <input type="checkbox"/>		
		(2) 建築物の不同沈下(屋根・基礎等)	100	なし <input type="checkbox"/>		床全体の沈下 <input type="checkbox"/>		
		(3) 柱の傾斜	100	1/60以下 <input type="checkbox"/>	1/60~1/20 <input type="checkbox"/>	1/20超 <input type="checkbox"/>		
	建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎、土台、柱、はり	(4) 基礎の破損・変形の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(5) 土台の腐朽又は破損の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(6) 基礎と土台のずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(7) 柱・はり・筋かい等の腐朽・破損・変形の有無	50	10%未満 <input type="checkbox"/>	10~30% <input type="checkbox"/>	30%超 <input type="checkbox"/>	
			(8) 柱とはりのずれ	50	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
	屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ	屋根葺き材、ひし又は軒 外壁等 看板、給湯設備、屋上水槽等 屋外階段又はバルコニー 門又は塀	(9) 屋根の腐朽・破損・欠落等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(10) 外壁仕上材の剥落・腐朽・破損等の有無	50	15%未満 <input type="checkbox"/>	15~65% <input type="checkbox"/>	65%超 <input type="checkbox"/>	
			(11) 開口部(窓ガラス等)の割れ・破損等の有無	20	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
			(12) 看板・給湯設備・屋上水槽等の破損・脱落・転倒等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(13) 屋外階段・バルコニーの腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性低) <input type="checkbox"/>	あり(落下危険性高) <input type="checkbox"/>	
			(14) 門・塀の腐朽・破損・脱落等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	部分的 <input type="checkbox"/>	過半 <input type="checkbox"/>	
擁壁	擁壁	(15) 擁壁表面への水のみ出し・流出の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	湿り <input type="checkbox"/>	流出 <input type="checkbox"/>		
		(16) 水抜き穴の詰まり・設置の有無	10	設置有 <input type="checkbox"/>	詰まり <input type="checkbox"/>	設置無 <input type="checkbox"/>		
		(17) ひび割れ等の有無	10	なし <input type="checkbox"/>	使用限界 <input type="checkbox"/>	損傷限界 <input type="checkbox"/>		
合計(基礎点合計=510点)								

判定基準と同等と判断できる場合はそれぞれA・B・Cランクを選択できるものとする。

不良度の判定結果	評定合計値	100点以上	不良度の判定
		100点未満	不良度(高) <input type="checkbox"/> 不良度(低) <input type="checkbox"/>

敷地境界からの離れ	(1) 隣地境界と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	2階建以内		3階建以上	
		離れ(大)	離れ(中)	離れ(大)	離れ(中)
	(2) 公衆用道路と建築物(*)の離れ(最短距離)(L= m)	L > 概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m ≤ L ≤ 概ね5m <input type="checkbox"/>	L > 概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m ≤ L ≤ 概ね10m <input type="checkbox"/>
		L < 概ね3m <input type="checkbox"/>	L < 概ね6m <input type="checkbox"/>	L > 概ね5m <input type="checkbox"/>	概ね3m ≤ L ≤ 概ね5m <input type="checkbox"/>
		L > 概ね10m <input type="checkbox"/>	概ね6m ≤ L ≤ 概ね10m <input type="checkbox"/>	L < 概ね3m <input type="checkbox"/>	L < 概ね6m <input type="checkbox"/>

*適宜、塀などとの関係性も確認する

影響度の判定結果	隣地側離れ(大)		道路側離れ(大)	
	隣地側離れ(中)	隣地側離れ(小)	道路側離れ(中)	道路側離れ(小)
	影響度(低)	影響度(中)	影響度(低)	影響度(中)
	影響度(中)	影響度(高)	影響度(中)	影響度(高)
	影響度(高)	影響度(高)	影響度(高)	影響度(高)

・個別要因により、同等と判断できる場合には、影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択
・切迫性が高い場合には、影響度の判定結果欄で影響度(低)、(中)、(高)ランクを選択

案) 影響度が高い場合は、人に危害を与える恐れがあり、損傷B~Cで該当

特定空家等の判定結果	判定区分	不良度(高)	影響度(高)(中)	該当 <input type="checkbox"/>		
			影響度(低)		非該当 <input type="checkbox"/>	
		不良度(低)	影響度(高)(中)	判定にB・Cランクがあるもの※	該当 <input type="checkbox"/>	
			影響度(低)	その他		非該当 <input type="checkbox"/>

※ 擁壁(15)~(17)についてのみCランクがある場合は、劣化の状況など総合的な評価により判定してください。

○R1課題検討部会(第2回)の取組

資料③-1

■開催概要

- 開催日時 令和2年1月17日(金) 10:30~15:00
- 開催場所 田辺市役所
- 部会名称 R1課題検討部会(通称:スクラム部会)
- 部会長 印南町 白石企画政策課長
- アドバイザー 南委員、木村委員
- 参加市町村 有田川町、広川町、御坊市、印南町、みなべ町、田辺市
(11市町) 白浜町、上富田町、串本町、那智勝浦町、新宮市
- 議題
 - 第一部 田辺市空き家対策の実務紹介
 - 第二部 グループディスカッション
 - ①次年度協議会の取組提案について
 - ②次年度相談会の取組提案について
 - ③国、県、専門家団体への要望等提案について

田辺市空き家対策の実務紹介

<p>田辺市における空家対策について</p> <p>令和2年1月 田辺市建築課</p>	<p>活用編</p> <ul style="list-style-type: none"> ■移住定住促進 ■リノベーションまちづくり事業 ■たなべ未来創造塾
<p>適正管理編</p> <ul style="list-style-type: none"> ■有限責任事業組合たなばん 	<p>撤去編</p> <ul style="list-style-type: none"> ■基本スタンス ■不良空家除去補助金制度 ■対策業者紹介制度 ■隣地所有者への売却あっ旋制度 ■コンシェルジュ的役割

①次年度協議会の取組提案について

◆取組提案

- ・今後も部会を通じて情報共有を図るべき
- ・空き家予備軍への啓発が必要
- ・部会を充実させるのであれば協議会を年2回で開催する必要はあるか？

●具体的な意見

(課題検討部会)

- ・部会開催前に振興局単位で意見集約してはどうか
- ・相談会に併せ担当者会議やフィールドワークを実施してはどうか
- ・代執行を行った自治体などの詳細な情報を共有してほしい
- ・他市町村の使用している資料などを情報共有してほしい
- ・市町村職員が民法の解釈などを勉強する場が必要

(啓発部会)

- ・相続先がイメージできるようなもの
- ・空き家予備軍をターゲットにしたもの
- ・啓発部会はできるだけ小規模にした方が良いのでは

(協議会)

- ・協議会本会は市町村意見を出しづらいので部会で情報交換をしたい

②次年度相談会の取組提案について

◆取組提案

- ・約半数を市町村単位で開催
- ・休日にも開催

●具体的な意見

- ・所有者や相続予定者は町外の人が多い
- ・固定資産税通知に相談会案内を同封
- ・固定資産税通知後の6月やお盆に親戚が集まる時期が良いのでは
- ・休日や夜間開催
- ・空き家を次世代に残さないための相談会(空き家リサイクル相談会)
- ・役場開催は今まで相談会の会場が遠い方にきてもらいたい

③国、県、専門家団体への要望等提案について

◆取組提案

(国)

- ・国庫補助事業の跡地要件緩和
- ・相続財産の市町村帰属制度創設
- ・財産管理人制度の残金を地方自治体で受け入れできる制度創設
- ・新築時にリサイクル税徴収制度創設

(県)

- ・相続先をイメージできるパンフレットの作成
- ・意見交換会の実施

(専門家団体)

- ・随時、市町村から直接相談依頼がしたい
- ・民法の解釈などの勉強会を実施してほしい

●委員の意見

- ・相談者の本心を引き出すことが重要、人柄が大事
- ・市町村間の協力やより多くの方から意見を聞くことが重要
- ・専門家団体を上手に使う
- ・地元自治会も動かすように工夫が必要

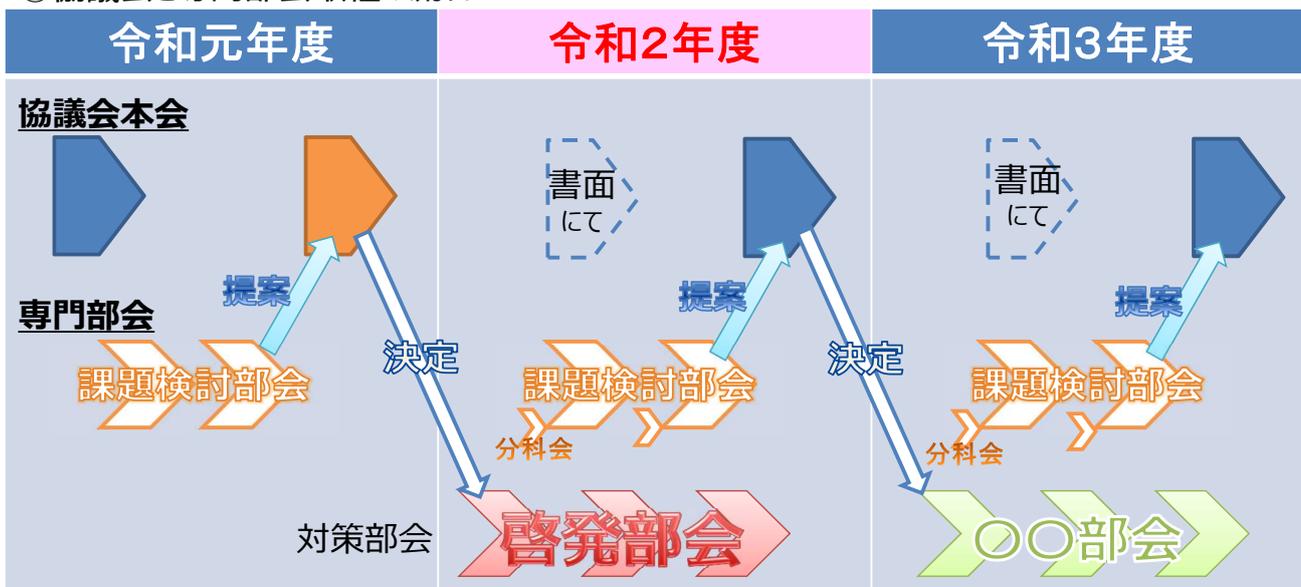
(提案) 令和2年度の取組について

①協議会と専門部会取組の流れ

- 1) 課題検討部会の設置
- 2) 対策部会「啓発部会」の設置

(提案) 令和2年度の取組について

①協議会と専門部会取組の流れ



- ①協議会本会は年1回程度の参集開催とし、次年度の取組等を決めることを主にする。経過報告のために、一度書面開催
- ②課題検討部会は、年度毎に引き続き開催。協議会として取り組む事項を提案する
- ③対策部会は、前年度の提案を受け、次年度に具体的な対策に取り組む。成果物を作成することを目的とする。単年度開催

1) 課題検討部会の設置

課題検討部会	分科会(市町村数)	地域勉強会(仮)
県・振興局・代表市町村	和歌山・海草(3) 有田(4)	
	那賀(2) 伊都(4)	
	日高(7) 西牟婁(3)	・フィールドワーク ・意見交換など
	東牟婁串本(3) 東牟婁新宮(4)	

- ・取組内容 次年度協議会の取組提案とスキルアップ
- ・開催回数 年2回程度(各年継続開催)
- ・参加対象 県・振興局・代表市町村(※分科会は全市町村対象)
- ・開催方法 ①課題検討部会の前に、分科会を開催し意見を集約
②分科会で出た意見をもとに、地域勉強会(仮)を開催
例)フィールドワーク、事例収集、その他意見交換

2) 対策部会「啓発部会」の設置

成果物	内容
①パンフレット	現在の所有者、これから所有する予定の方向け
②チラシ	固定資産税等の通知に同封できるもの

- ・取組内容 全国の様々な事例の中から優良ツールを選出
作成元から提供してもらったデータをもとに、和歌山版として作成
- ・開催回数 年3回程度(単年度開催)
- ・参加対象 建築住宅課、各振興局、代表市町村
- ・開始時期 4月～



参考)

兵庫県発行パンフ「空き家発生予防の手引き」<https://akiya.hyogo-sumai.jp/>



空き家で 損 をしないために。

空き家は、放置すると劣化近隣にも迷惑をかける。対応が遅れると、さら損しないコツは、すいすい空き家を持つ予定がある空家を使う予定のない空家の空き家に困ったら本書は、損しないための知本を開いて、**今すぐに、**

し、資産価値を損ねます。税金もあがります。問題が悪化します。くに対応すること。つなら、備えを。き家は、管理を。き家は、処分を。地域での対応を。誰や方法を紹介します。**できることをやりましょう。**

目次

I 空き家を知ろう。 1	III 管理しよう。 35
第01条 それも空き家です。 3	第15条 知らせよう。 37
第02条 身近な問題です。 5	第16条 さちんと管理しよう。 39
第03条 住まないと劣化します。 7	第17条 発見しよう。 41
第04条 迷宮になります。 9	第18条 支援制度を活用しよう。 43
第05条 責任があります。 11	
第06条 お金がかります。 13	IV 手放そう。 47
第07条 相続でもめめます。 15	第19条 売ろう。 49
第08条 価値が下がります。 17	第20条 解体しよう。 51
	V 地域を守ろう。 53
II 備えよう。 19	第21条 わが家を守ろう。 55
第09条 調べよう。 21	第22条 地域で守ろう。 57
第10条 登記しよう。 25	
第11条 話し合おう。 27	VI 頼ろう。 59
第12条 片付けよう。 29	第23条 専門家に頼ろう。 61
第13条 住み替えよう。 31	第24条 問合せ先一覧 64
第14条 任せよう。 33	

R2版 和歌山市固定資産税等通知のチラシ
A5サイズ両面印刷

H31版 有田川町固定資産税等通知のチラシ
A4サイズ片面印刷

【表紙】
空家等対策の推進に関する特別措置法について

「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月26日から完全施行されました。
この法律は、所有者が空家などの適正な管理に努めることや、管理不十分で危険な状態に陥っている特定空家等に対しては、行政が「調査・修繕」、「解体」、「売却」等の措置を行うことができることなどが定められています。
※特定空家等として指定されている建築物の土地については、固定資産税及び都市計画税に係る住宅用地の特典は適用されなくなります。

空家等の管理・活用について

■空家等の管理は所有者の責任です■
使われぬ建物も早く修めよう。近隣に迷惑がけないためにも、通風・換気、害虫の駆除・早刈りなどのメンテナンスや、屋根・壁・窓・天井などの傷み具合のチェックは定期的にしておきましょう。

■空家なんでも相談会・インターネット相談のご案内■
行政と専門家が連携して無料相談会を開催していますので、[お断りお断り]の上でご参加ください。お断り場合は 固定資産税課 1073-441-3184 まで

■わかやま空き家バンクへの登録■
市に空家を所有し、売却や賃貸を希望する方からの登録を随時募集しています。(すでに協議している空家は対象外です。) 空家の概要もホームページに掲載し、居住希望者等に対して公開する取組です。登録や公開にかかる費用は無料です。
*登録の詳しい条件等は、和歌山市ホームページ(ページID: 1021256)をご覧ください。

連絡先 和歌山市 都市建設局 建築住宅課 空家対策課 (本庁舎8階)
TEL: 073-435-1091 FAX: 073-435-1173 URL: <http://www.city.wakayama.wakayama.jp>

【裏面】
空家に関する相談窓口のご案内

相談内容	団体名	連絡先
不動産の売買や賃貸に関すること	公益社団法人 和歌山県不動産取引業協会	無料相談会のご案内 TEL 073-471-6000
	公益社団法人 全日本不動産協会和歌山本部	無料相談会のご案内 TEL 073-473-6679
土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること	和歌山県司法書士会 (司法書士総合相談センター・和歌山)	TEL 073-422-4272
不動産の価格・修繕費、評価に関すること	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	TEL 073-402-2435
建物の診断・保存、リフォーム設計に関すること	建築三団体まちづくり協議会 一般社団法人 和歌山県建築士会	相談予約電話番号 TEL 073-423-2562
	公益社団法人 日本建築家協会和歌山支部和歌山地域会	TEL 073-432-1558
	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	TEL 073-432-6539
建物の売却・変更・減価登記、境界調査、境界紛争等に関すること	和歌山県土地家屋調査士会	TEL 073-421-1311
空家等の相談全般に関すること	空家相談センターわかやま	TEL 073-427-6070

※無料で受けられる相談内容は、各団体により取扱いが異なりますので、お問い合わせの際にご確認ください。
※このご案内に関するお問い合わせは、空家対策課 TEL: 073-435-1091 まで

~空き家を所有・管理されている皆さまへ~
その空き家、活用してみませんか?

和歌山県や有田川町では、「空き家」の活用を推進しています。県から和歌山への移住を希望する方の中には、「空き家」に魅力を感じ、「空き家」に住みたいという意向を持っている方がいます。
あなたがご持ちの住まいを、賃貸・売却などの方法で活用してみませんか?

わかやま空き家バンク
和歌山県内にある空き家(店舗を含む)情報を、県外からの移住希望者にウェブサイト上で紹介します。このサイトは全国版の空き家情報サイトと情報共有しており、より多くの人に情報を届けることができます。
インターネット検索が身近になった現代では、移住希望者が最初に触れる情報源として活用されています。手続きも簡単なので、ぜひご登録ください。

■登録費用・無料
■サイトURL
<https://www.wakayamagurashu.jp/category/house/>

▼▽▽空き家活用の補助制度▼▽▽

●空家改修補助金(和歌山県実施事業)
・対象者/県外から移住促進市町村(地域)への移住をするに当たり、空き家を改築しようとする人
・申請は、移住者は空き家所有者のいずれかです。
・補助額/改修工事費の3分の2
・上限額 50万円 ※1物件1回限り

●空家お片付け支援(和歌山県実施事業)
・対象者/所有物件を「わかやま空き家バンク」に登録している人で、契約が成立し、家財などを撤去する人
・補助金額1物件あたり最大10万円 ※1物件1回限り
*制度の利用を希望される際は、必ず事前にご相談ください。
*有田川町では、旧金剛町・旧清水町のみが移住促進市町村(地域)となります。

■問い合わせ先
和歌山県 移住推進課 TEL: 073-441-2930
有田川町 役場 産業課・産業振興室
TEL: 0737-52-2111

■手続きの流れ
①役場担当課に相談 → ②申請書類を提出
→ ③行政による現地確認 → ④登録
→ ⑤利用希望者との交渉 → ⑥契約

※ウェブサイトでは、所有者の個人情報や物件の詳細な所在地は公開されません。
※売買や賃貸することが決定した場合、契約支援を行う「住宅協力員」をご紹介します(仲介手数料が必要です)。
※家賃や販売価格は、所有者が自由に設定できます。

耐震診断のご案内
◆有田川町木造住宅耐震診断事業
木造住宅の耐震性を促進し、地震に強いまちづくりをすすめるため、有田川町では、無料で耐震診断を実施しています。
【対象となる住宅】
○申請者が対象の住宅を所有、居住または居住する予定であること。ただし、所有の場合は、対象住宅に居住または居住予定者がいる場合に限ります。
○平成12年3月以降に建築(着工)された木造住宅で、2階建て以下、かつ延べ床面積が200㎡以下の個人所有の住宅。
※その他、諸条件があります。

■問い合わせ
有田川町 役場 建設課
TEL: 0737-52-2111

空き家なんでも相談会
「誰かの手で空家を活用しよう」
「誰かの空き家をどうやって活用しよう」
「空き家を活用する方法はないか」
和歌山県では、県と各市町村、各専門家(建築士・宅地建物取引士・不動産鑑定士・司法書士・土地家屋調査士)が連携し、無料相談会「空き家なんでも相談会」を開催いたします。
この機会に、空き家の将来について考えてみませんか?
■日程【2019年度】: 4/9(火)、6/11(火)、8/13(火)、10/8(火)、12/9(火)、2/12(火) ※各回とも13:30~16:00
■会場: 和歌山県立図書館(4/9、6/11)、県内各振興局(那賀・伊都・有田・日高・西牟婁・東牟婁)(全日程)
※県立図書館での開催は4月・6月のみ、8月以降の会場は未定。
※有田川町では、有田振興局(有田部南町4番地2355-1)が最寄りの振興局です。
有田振興局 建設部 建築グループ
TEL: 0737-64-1299, FAX: 0737-64-1298
■申込方法: ①お申込み、②お電話、③相談内容、④希望日、⑤会場について、電話、FAX等(持参・郵送も可)で各窓口へお申し込みください。当日受付も可能です。
■問い合わせ: 和歌山県 建築住宅課
TEL: 073-441-3184, FAX: 073-428-2038

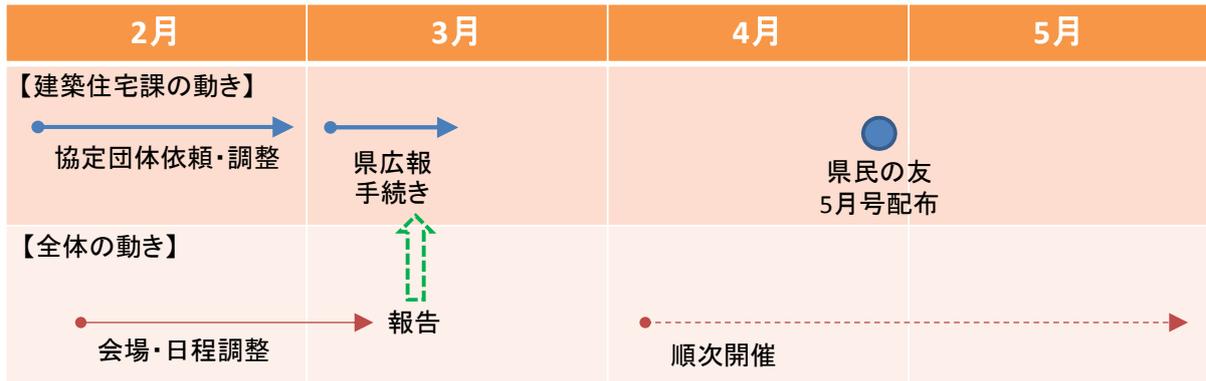
②相談会の開催方針 開催のポイントとスケジュール

②相談会の開催方針

○開催方針のポイント

- 一、**休日開催**を盛り込むことで、利便性を向上させる
- 二、**5月、8月、1月**に県内全域で開催
- 三、**8月は空き家対策強化月間**とし、積極的な広報活動を実施。
県担当相談会も休日開催を基本とする
- 四、県下一斉同時開催ではなく、**地域毎の有効なタイミング**で開催
- 五、空き家予防を促す等の啓発セミナーも併せて開催する相談会を企画

○今後のスケジュール



②相談会の開催方針(案) 8地域で合計44回の開催計画

	和歌山	那賀	伊都	有田	日高	西牟婁	東牟婁(串本・新宮)
4月			高野町①			担当別、赤字は県、(休)は休日開催	
5月 準強化	和歌山県(休)	那賀建設部	伊都建設部	有田建設部	日高建設部	西牟婁建設部(休)	新宮建設部
6月			高野町②				串本・古座川
7月	和歌山市				由良町(休)		
8月 強化月間	海南市(休) 紀美野町(休) 和歌山県(休)	那賀建設部(休)	橋本市(休)	広川町(休) 有田建設部(休)	日高川町 日高建設部(休)	西牟婁建設部(休)	串本建設部(休) 北山村
9月					みなべ町(休)		
10月	和歌山市	紀の川市	かつらぎ町			白浜町(休)	那智勝浦町・太地
11月	和歌山県(休)		九度山町(休) かつらぎ町	有田建設部	印南町(休)		
12月							
1月 準強化	和歌山市	那賀建設部	伊都建設部	有田建設部	日高建設部	西牟婁建設部(休)	新宮建設部
2月							すさみ町
3月		岩出市					
開催数	8	5	8	5	7	4	7

③国への要望事項について

③国への要望事項について

空家対策に係る国の補助制度(例:空家対策総合支援事業)

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある など

補助対象事業 【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・**空き家の除却**
(例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例:周辺建物の外観整備) など

事業主体・補助率

	活用	除却
地方公共団体	1/2	2/5
民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

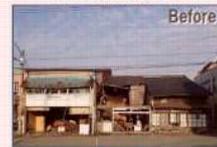
市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援

空き家の活用



空き家を地域活性化のため、地域交流施設に活用

空き家の除却



居住環境の整備改善のため空き家を除却し、防災空地として整備

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

除却の際は跡地を地域活性化に使わなければならない 10

③国への要望事項について

空き家の流通が困難な区域での要件緩和による市町村除却事業の支援

- ・現在の国の補助制度
「除却後の跡地が地域活性化のための計画的利用に供されるもの」
ただし、不良住宅や豪雪地帯等は要件が除外できる

- ・和歌山県における、要件緩和を求めたい区域

区域	状況
「土砂災害警戒区域」 「土砂災害特別警戒区域」	大雨時等に土砂災害の危険性が高く、土地利用の需要が少ない状況
「津波災害警戒区域」 「津波災害特別警戒区域」	南海トラフ地震時等に津波災害の危険性が高く、行政機関等も高台への移転を進めている中で土地利用の需要が少ない状況

(理由)

既存住宅の再利用や跡地利用は難しく、地域活性化に資する跡地活用施策は実情にそぐわない。

市町村へのお願い

令和元年度中に取り組む内容

- ・現在、各市町村が使用している資料の収集と情報共有
(R1課題検討部会での意見)

- ①固定資産税等への同封チラシ等
- ②空き家法12条に基づく適正管理依頼文書
- ③空き家法14条に基づく助言・指導文書

上記①～③を集め、各市町村にまとめて配布

2月中にとりまとめ、3月中に配布します

ご協力よろしく申し上げます。